

平成16年10月4日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成16年9月の三重県における豪雨災害（台風第21号）に係る 被災者生活再建支援法の適用について

- 平成16年9月29日に三重県で発生した豪雨災害（台風第21号）について、三重県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
- 今後、以下の市町村において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高300万円、住が大規模半壊した世帯には最高100万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法適用日	支援法適用基準	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
【三重県】					
津市（つし）	9月29日	第1条第1号	1	0	337
宮川村（みやがわむら）	9月29日	第1条第2号	13	3	0
紀伊長島町（きいながしまちょう）	9月29日	第1条第1号	調査中	0	131
海山町（みやまちょう）	9月29日	第1条第1号	調査中	16	1,475

（被害の状況は県からの報告による。なお、今後の調査によって変動することもある。）
（支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す）

< 参考 >

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号及び第2号による。

（解説）

第1号 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

第2号 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

<p>問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（災害復旧・復興担当） 菊地、両角、浦川 TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線5 1 6 0 2） 3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）</p>
--